|  |
| --- |
| 誓　約　書滋　賀　県　知　事　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。年　　　月　　　日住　　所氏　　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　　　　　　　【特定不利益処分】①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第14条の３（法第14条の６において準用する場合を含む。））②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第15条の２の７）③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２第１項若しくは第２項及び第15条の３）④再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。））⑤広域認定の取消し（法第９条の９第10項（法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。））⑥無害化認定の取消し（法第９条の10第７項（法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。））⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の７第10項）⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の３）⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の４第１項（法第19条の10第１項において準用する場合を含む。）、第19条の４の２第１項、第19条の５第１項（法第19条の10第２項において準用する場合を含む。）及び第19条の６第１項） |